

## 議員提出議案第2号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を別記の  
とおり制定する。

令和5年3月24日提出

### 提出者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起  
伊丹市議会議員 公明党 竹村 和人  
伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司  
伊丹市議会議員 創政会 川井田 清香  
伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹  
伊丹市議会議員 齊藤 真治  
伊丹市議会議員 小西 彦治

### 理由

現在、議決を得た工事等の契約について変更が生じた場合、議会  
の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（  
昭和39年伊丹市条例第12号）に基づき内容の軽重に関わらず変  
更契約を再度議決に付すことになっており、このことが円滑な業務  
遂行に支障を来している。

今後、工事契約に変更を必要とする場合、一定の条件のもと、一  
定の範囲内において市長が専決処分を行うことによって、円滑な契  
約行為を履行することを可能とするため、本条例の改正を提案する。

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例  
(令和5年伊丹市条例第 号)

市長の専決処分事項に関する条例（昭和42年伊丹市条例第39  
号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(3) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、  
当該契約に係る契約金額を変更する契約であって、当初の契約  
金額との差が1,000万円以内において増額し、又は減額す  
る契約を締結すること。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。